

実地指導結果 サービス種別：放課後等デイサービス

令和2年12月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

| 申請者名 | 所在地 | 事業所名 | 実地指導日 | 文書による指導の内容 | 指導に対する 是正状況 | 備考 |
|------------------------|------------|----------------------------|---------|--|----------------|----|
| 一般社団法人 U-プロジェクト | 南国市 | Uプロミッ ション | R1.5.23 | ①児童発達支援管理責任者が未配置の期間中に作成した個別支援計画が認められた。 当該計画は「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」による個別支援計画として認められないため、該当する個別支援計画については、「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。 | 改善済 | |
| | | | | ②児童発達支援管理責任者が配置された平成30年8月以降において、平成30年4月から平成30年7月に児童指導員が作成した個別支援計画について、児童発達支援管理責任者が再作成していないことが認められた。 児童発達支援管理責任者による再作成が行われたまでの期間は、8月以降についても「個別支援計画未作成減算」を適用し、必要な措置を講ずること。 | 改善済 | |
| | | | | ③事業所の会計について、指定通所支援事業に係るその他の事業所との経理が計算書類において区分されていないことが認められた。 指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、放課後等デイサービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分すること。 | 改善済 | |
| 株式会社スマ イルリード | 南国市 | おひさまきっ ず南国こめん 事業所 | R1.6.13 | ①平成30年7月1日サービス開始の放課後等デイサービスについて、個別支援計画の見直しを行わないまま平成31年1月のサービス提供を行っている事例が認められた。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況及び課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うこと。 | 改善済 | |
| | | | | ②計画未作成減算に該当するにもかかわらず、計画未作成減算として算定していない事例が認められた。 事業所で他に同様の事例がないか精査したうえで、該当する事例については返還等の措置を講ずること。 | 改善済 | |
| 特定非営利活 動法人土佐の 風 | 土佐市 | とさっちくら ぶ | R1.5.31 | なし | | |
| 一般社団法人 チャイルド ライフ | 須崎市 | ベルテール須 崎園 | R1.6.20 | なし | | |
| 合同会社じん じん | 高岡郡佐川 町 | 放課後等デ イサービスセ ンターじんじん | R1.8.20 | ①サービス提供の記録について、保護者からの確認を受けていないことが認められた。 給付費の法定代理受領に係る請求の基となる記録について確認を受けることを怠らないようにすること。 | 改善済 | |
| | | | | ②法定代理受領した障害児通所給付費の額を通所給付決定保護者に通知していないことが認められた。 法定代理受領により市町村から指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対しその額を通知すること。 | 改善済 | |
| | | | | ③配置すべき児童発達支援管理責任者が配置されておらず、個別支援計画の作成がされていないことが認められた。 管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成をさせること。 | 改善済 | |
| | | | | ④児童発達支援管理責任者が未配置であるため「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」による個別支援計画として認められる個別支援計画が作成されていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算が行われていないことが認められた。 複数の減算事由に該当する場合の取扱いに留意のうえ「個別支援計画未作成減算」を適用し、過誤請求など必要な措置を講ずること。 | 改善済 | |

※平成27年度の障害児通所支援事業者に対する実地指導結果は、法人施設等指導監査結果の児童福祉施設に掲載しています。